

政令第 号

都市鉄道等利便増進法施行令

内閣は、都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（軌道事業の特許を要する速達性向上計画の認定の申請）

第一条 都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定による認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による軌道事業の特許を要する速達性向上計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。

（道路管理者の意見の聴取）

第二条 地方運輸局長は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に

係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の意見を提出しようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(申請書の送付)

第三条 地方運輸局長は、前条第一項の意見の提出があつたとき、又は同項の期限が到来したときは、遅滞なく、第一条第一項の申請書に国土交通省令で定める事項を記載した書類を添えて、国土交通大臣に送付しなければならない。

附 則

この政令は、都市鉄道等利便増進法の施行の日（平成十七年八月一日）から施行する。

理由

都市鉄道等利便増進法の施行に伴い、軌道事業の特許を要する速達性向上計画の認定の申請手続を定める必要があるからである。